

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
村岡 良雄

契約条項の一部改正について

標記について、下記のとおり改正し、令和3年10月1日から適用する。

記

- 1 II 特約条項 13「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条及び第7条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
 - (2) 第16条中「記した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。
- 2 II 特約条項 15「秘密の保全に関する特約条項」の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条中「記載した文書」を「記載した文書又は電磁的記録」に改める。
 - (2) 第2条第2項第1号中「秘密軍事情報」を「米国秘密軍事情報」に改める。
 - (3) 第2条第2項に次の号を加える。

「(9)独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第6条第2項第9号において同じ。） 独国政府」
 - (4) 第5条第3項中「破棄」を「廃棄」に改める。
 - (5) 第6条第2項第1号中「秘密軍事情報」を「米国秘密軍事情報」に改め、同条第2項に次の号を加える。

「(9) 独国秘密情報 独国政府」
 - (6) 第7条中「破棄」を「廃棄」に、「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
 - (7) 第16条第1項中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
 - (8) 第18条中「破棄」を「廃棄」に改める。
- 3 II 特約条項 42「特定秘密の保護に関する特約条項」の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条第1項中「記載した文書」を「旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的録」に、同条第2項第1号中「秘密軍事情報」を「米国秘密軍事情報」に改め、同条第2項に次の号を加える。

「(9) 独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条（a）に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したものをいう。第21条第3項第9号において同じ。） 独国政府」

- (2) 第3条中「(審査を実施した者)」を「(防衛省本省における適合事業者の審査を実施した者)」に改める。
- (3) 第9条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。
- (4) 第21条第3項第1号中「秘密軍事情報」を「米国秘密軍事情報」に改め、同条第3項に次の号を加える。

「(9) 独国秘密情報 独国政府」

- (5) 第22条第2項中「書面」を「記載した書面の交付(当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織(当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法による提供。以下同じ。)」に改め、同条に次の項を加える。

「4 前2項、次条及び第24条の通知又は周知(以下「通知等」という。)を書面に代えて電磁的記録で行う場合には、当該通知等の相手方が通知等の内容を確認し、これに基づき適格な保護措置が講じられることを担保するため、電子メールの開封確認機能を利用し通知等の相手方の電子メール開封を確認すること、通知等の相手方に通知等の内容を確認した旨の折り返しの連絡を求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。」

- (6) 第23条及び第24条中「書面」を「書面の交付」に改める。
- (7) 第25条中「第24条」を「前条」に改める。
- (8) 第26条及び第32条並びに第36条中「書面」を「書面又は電磁的記録」に改める。

4 II 特約条項 43 「適正評価に関する特約条項」

第7条中「労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。